

第二十四回国会 建設委員会議録 第二十二号

昭和三十一年四月六日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事内海 安吉君

理事瀬戸山三男君

理事三鍋 義三君

理事秋野 豊平君

理事前田榮之助君

議事録

第一類第十二号

建設委員会議録第一十二号

昭和三十一年四月六日

謹良夫君辞任につき、その補欠として薩摩雄次君、木崎茂男君及び松永東君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日
委員久野忠治君、福永一臣君及び渡りっぱなものを期待することはできな

出席外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
(計画局長) 建設事務官 田中 勝君
委員外の出席者
(河川局長) 建設事務官 浅村 康君
(専門員) 専門員 西畠 正倫君

出席
伊東 隆治君
木崎 茂男君
志賀健次郎君
仲川房次郎君
二階堂 進君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

逢澤 寛君
伊東 隆治君
木崎 茂男君
志賀健次郎君
仲川房次郎君
二階堂 進君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

荒船清十郎君
大高 康君
薩摩 雄次君
高木 松吉君
中村 實太君
松澤 雄藏君
今村 等君
橋 兼次郎君
渡邊 物藏君
原 純夫君
山田 恒平君
松永 東君
島上善五郎君
山田 長司君
出席政府委員
(主計局次長) 大蔵事務官 堀川 恭平君
(建設政務次官) 建設事務官 町田 稔君
委員外の出席者
建設技官 山本 三郎君
(河川局長) 浅村 康君
建設事務官 専門員 西畠 正倫君

海岸法案を採決いたしました。本案に

賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○徳安委員長 起立總員。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。(拍手)

○徳安委員長 選出候意願を願ひます。

○徳安委員長 御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○徳安委員長 異議なしと認めさせよう

に決しました。

○徳安委員長 次に首都圈整備法案を

議題とし審査を進めます。質疑の通告

がありますからこれを許します。木嶋君。

○木嶋委員 それでは簡単に質問をい

たしたいと思うのですが、この点におきま

前申し上げました通り、本法が積極的

に広域な首都圏の建設を進めていくこ

と、強く重きを打ち出してお

思っています。しかしこれも先ほどの行政

の一元化と同じように、やはり実施の

状況によって将来改めねばならない点

を考えますと、必ずしも適切ではないと

思っています。しかしこれも先ほどの行政

の一元化と同じように、やはり実施の

状況によって将来改めねばならない点

の点に對しての予算の裏づけがない、こういうようなことであつたわけでござりますが、私どもいたしましては、どうしても政府側にもあらゆる措置をとつていただきまして、法律の定めをとつて、本法が十分に効果が上げられるような委員会の構成、事務局の構成といふものをしていただきますが、かよに考えておるわけでござります。そこで政務次官にお尋ねをしたいのでございますが、この委員会は常勤委員三名といふことになつておりますが、この委員会の裏づけと員会は常勤委員二名といふことになつておりますが、この委員会でなければ、員二名の方々に対する予算の裏づけといふようなことも不明確になつておるわけでござります。この委員会はやはり相当権威のある委員会でなければいけないと思ひますので、この委員会をどういうような構成で御選任になられるのか、またその予算の裏づけが不明確になつておりますのは、どういうようないかれるというお考えか、その点が

それから事務局の方の定員でござりますが、従来の十三名に対します首都圏の事務局を建設、運輸その他から若干配置転換をいたしまして、予算の移しかえだけでは二十二名といふことになりますから、この法律が制定されましても、新しく人員を予算で裏づけをしておらないわけでござります。しかし私は、何らかの方途を講じたいといつておるわけでございます。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

ますが、現実には都心の交通の状態、あるいは周辺のへんぱな衛星都市の発展をとつていただきまして、本法が十分に効果が上げられるような委員会の構成、事務局の構成といふものをしていただきますが、かよに考えておるわけでござります。そこで政務次官にお尋ねをしたいのでござりますが、この委員会は常勤委員三名といふことになつておりますが、この委員会でなければ、員二名の方々に対する予算の裏づけといふようなことも不明確になつておるわけでござります。この委員会はやはり相当権威のある委員会でなければいけないと思ひますので、この委員会をどういうような構成で御選任になられるのか、またその予算の裏づけが不明確になつておりますのは、どういうようないかれるというお考えか、その点が

ます、この首都建設の事業といつても、政府当局において御相談の上、五十名程度の人員を一実質的に委員会活動ができるような何らかの措置を講じてほしい、から政府側の最終的なお考えを承わりたいと思うのでございます。

○堀川政府委員 お答え申し上げます。首都圏整備委員会が成立いたしましたならば、常勤委員に対する給与は、既定予算を移しかえましてお二人の分を支払うつもりであります。

それからいま一つの定員の件に対しましては、首都圏整備委員会の事務局の職員の定員は、諸般の関係から既定予算の移しかえ処置によって処理せざるを得ない結果、二十二名と相なつた

そのため、この法律が制定されましても、新しく人員を予算で裏づけをしておらないわけでござります。しかし私は、何らかの方途を講じたいといつておるわけでございます。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

ますが、従来の十三名に対します首都圏の事務局を建設、運輸その他から若干配置転換をいたしまして、予算の移しかえだけでは二十二名といふことになりますが、この法律が制定されましても、新しく人員を予算で裏づけをしておらないわけでござります。しかし私は、何らかの方途を講じたいといつておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

わつたわけでございますが、今お話をうなぎ緊急な御措置をとつていただきますならば、私どもは、この法律の施行に当たりまして今年度から十分効果を発揮していくことができるのじゃないかといふうに考へられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかということになつて参るかのように考へておるわけでございます。

○堀川政府委員 お答え申し上げます。首都圏整備委員会が成立いたしましたならば、常勤委員に対する給与は、既定予算を移しかえましてお二人の分を支払うつもりであります。

それからいま一つの定員の件に対しましては、首都圏整備委員会の事務局の職員の定員は、諸般の関係から既定予算の移しかえ処置によって処理せざるを得ない結果、二十二名と相なつた

ため、この法律が制定されましても、新しく人員を予算で裏づけをしておらないわけでござります。しかし私は、何らかの方途を講じたいといつておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

た結果、事業計画を組んで、年度々々の区切りをはつきりしていくということになります。ここで明確には申し上げられませんが、そういうようにいたしましたことは、もうすでに下話はでござります。そこで明確には申し上げられませんが、そういうことを十分に承知していただきたいと思います。

○木崎委員 それでは大蔵省の原さんと歩打ち出しておられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかということになつて参るかのように考へられますので、問題は大蔵省側の見解を念のために――ただいまの政務次官のお話のような方針で、十分協力されるかどうか、この点をこの席で一つ確認をいたさないといふうに考へられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかといふことになつて参るかのように考へておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

た結果、事業計画を組んで、年度々々の区切りをはつきりしていくことになります。ここで明確には申し上げられませんが、そういうことを十分に承知していただきたいと思います。

○木崎委員 それでは大蔵省の原さんと歩打ち出しておられますので、問題は大蔵省側の見解を念のために――ただいまの政務次官のお話のような方針で、十分協力されるかどうか、この点をこの席で一つ確認をいたさないといふうに考へられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかといふことになつて参るかのように考へておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

た結果、事業計画を組んで、年度々々の区切りをはつきりしていくことになります。ここで明確には申し上げられませんが、そういうことを十分に承知していただきたいと思います。

○木崎委員 それでは大蔵省の原さんと歩打ち出しておられますので、問題は大蔵省側の見解を念のために――ただいまの政務次官のお話のような方針で、十分協力されるかどうか、この点をこの席で一つ確認をいたさないといふうに考へられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかといふことになつて参るかのように考へておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

た結果、事業計画を組んで、年度々々の区切りをはつきりしていくことになります。ここで明確には申し上げられませんが、そういうことを十分に承知していただきたいと思います。

○木崎委員 それでは大蔵省の原さんと歩打ち出しておられますので、問題は大蔵省側の見解を念のために――ただいまの政務次官のお話のような方針で、十分協力されるかどうか、この点をこの席で一つ確認をいたさないといふうに考へられますので、問題は大蔵省側がどういう御意見を持つておられるかといふことになつて参るかのように考へておるわけでございます。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長が見えましたら、その点を確認をさせていただきたいと思います。

いま一つございりますので、次に質問を進めます。従来の審議を通して三編委員、前田委員あるいは二階堂さくら、北海道と同じように移しかえいたします。もう今年度はできませんから、三十二年度からさよならぬ強力なる推進に当るために、御趣旨の通り二十二名程度では不十分でありますので、委員会の趣旨を尊重いたしまして、三十一年度は関係各省よりの定員処置、常勤労務者の確保等によりまして、五十二名程度の職員を確保し、その運営に遺憾なきを期するとして、三十二年度からは事務局職員とともに、三十二年度からは事務局職員の定員に対する明確な処置を講じていまして政府側の最終的な御意見によります。

○木崎委員 ただいまの御答弁によつて、政府側の最終的な御意見を承

まして、御趣旨を体しまして関係の実施官庁と協議の上、昭和三十二年度予算編成までにその方針を決定いたしたいという気持でおりますので、せつか

○徳安委員長 御異議なしと認め、
 よう決します。

瀬戸山三男君より本案に対する修正案が提出されております。この際提出者の趣旨弁明を許します。瀬戸山三男君、○瀬戸山委員　たゞいま質疑を終了されました首都圈整備法案につきましては、次のような修正案を提案いたしました。修正案はお手元に配ってありますので、るために朗読いたすことといたします。

本及びへに掲げる事項、同号りに掲げる事項で政令で定めるもの及び同項第二号に掲げる事項についての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に關すること。

二 工業等制限区域の指定その他工業等制限区域に關すること。

附則第二項中「第十八条」を「第十九条」に改める。

分なる國民幸福の施設をしようといふ大なる目的を持つた法律案であります。これについてその計画を立て、その法律の目的を達成するためには、現在提案されております法律案による陣容によつては、とうていその目的を達成することができない。ただいま提案されておりますこの法案によりますと、この法案の目的を達成するために定員二十二名の機構を目標とされてお

○徳安委員長　起立総員。よって額戸山三男君提出の修正案を可決いたしました。

〔総員起立〕

次にただいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○徳安委員長　起立総員。よって修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

首都圈整備法案に対する修正案
首都圈整備法案の一部を次のよう
に修正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」
に、「第二十一条—第二十二条」を
「第二十一条—第二十三条」に、
「(第二十二条—第三十二条)」を「(第
二十三条—第三十二条)」に改める。
「(第二十三条—第三十二条)」を「(第
二十四条—第三十三条)」に改める。
第二条第五項中「第二十三条」を
「第二十四条」に改める。

第三章 整備計画及び事業計画のうち
第二十一条第三項第一号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リに掲げる事項で政令で定めるものについての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に關すること。

りますけれども、現在のいわゆる首都建設委員会においてさえも、ただ計画するだけでもなかなか容易でなかつたのを、さらに首都闇なる膨大なる計画を立ててこの目的を達成するためには、とうてい現在の陣容に多少毛のはえたようななどでは相ならない、もちろん予算の関係がありますから今質疑応答がありましたが、今日ただいまその人員をふやす修正はいたしませんが、さすがに首長なる方の意をうけて、さうした修正はいたしました。そこで、この際三鶴義三君より本案に対し付帯決議に付したいとの動議が提出されました。趣旨弁明を許します。三鶴義三君。

○三鶴委員 本法案に対しまして付帯決議を付したいと思います。案文はお手元に配布しておりますけれども念のために朗読いたします。

第三十二条を第三十三条とし、第十七条から第三十一条までを順次一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の二部を置く。

第十七条 委員会の事務局に、次の

五 第三十条の規定による整備計画に関する総合的な施策の立案及びこれに基く勧告に關すること。

は、やはりこの法律を修正をしておく必要がある。こういために計画第一部、計画第二部というものを設けて、この修正案に掲げました通りの事項をつかさどらせる。もちろん都以下の課
政府は、本法制定に伴い首都圈整備に関する事業の強力な推進を図るために、昭和三十二年度以降の事業計画に係る予算是、首都圏整備委員会の予算と一緒に計上し、その実施に

2 計画第一部 計画第二部

一 計画第一部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 基本計画の調査及び立案に関

簡単に申し上げます。この修正案
骨子は第十七条を一条加えるという
ところにあるのであります。現在提
されておりますこの法案におきます
審議中にも各委員から御質疑があ

について、それは御承知のように政令で定めることになると思いますが、それはこの修正案の中には含まないことにいたしております。その他の問題はすべて第十七条を設けました関係か
当つては、これを関係各省に移し替える措置を講ずること。
以上であります。
以下若干これに対応するところの趣旨の説明を申し上げたいと思います。と

二 整備計画及び事業計画に係る 局内事務の総合調整に関するこ と

また政府側からも御答弁がありま
たが、従来の首都建設委員会に関する
法律を廢止してこのたび首都圏整備

ら条文の整理をいたしました、いろいろとであります。何とぞ全員の御賛成をお願い申し上げます。

3
計画第二部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 整備計画及び事業計画のうち

案なるものを提案された大きな目的、単に東京都のみならず周囲のいわゆる首都圏なるものを指定して、膨大なる人口の集中に伴う各般の整備計画

○徳安委員長 これより本案及び修正案の討論に入るのであります。討論の通告がありませんので討論を省略し、直ちに採決を行ひなす。

さされましたのは三十一年度の予算が通過したのちでござりますから、やむを得ない事情であったことは理解できるでござりますけれども、どういう形

第二十一條第三項第一号口、六、

立てて、首都及びその他の地域に十

まず瀬戸山三勇君提出の修正案につ
いては、大な基本計画あるいは事業計画をなす

上におきましては、どうしても予算の裏づけというものがなくては、事業をより効果的に遂行することができないでございます。かかる意味におきま

○徳安委員長 次に土地収用法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。堀川政務次官。

土地収用法の一部を改正する法律 案

せんというと、事業の実施における本として効果的に運用することがなかなか困難であると思いますので、三十二年度以降の事業計画に関しましては、委員会にこの予算を一括計上されまして、事業の実施に当たりましては、各省にこれを移しがえて事業の遂行をはかる。これがこの法案を適切に運用する最も大事な基本的な問題であると考えますので、この付帯決議を提案したのでござります。何とぞ全員の方々の御賛同を得てこれが決議を付されることはをお願いする次第であります。

〔なしと國事者あり〕
○德安委員長 なければ三鉄君提出の
動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の御起立を願い
ます。

なお報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議はどうしませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、たゞよう取り計らいます。

土地收回法の一部を改正する法律

第三条第十項中「五百五十五年又二月廿九日
二時半申時」の「田村二一七生も御身
二百十九号」の一部を次のように改
正する。

第二百四十九号中「旧公益事業令」の規定により、昭和二十五年政令第三百四十三号(以下「昭和二十五年政令第三百四十三号」とする)による「電気に関する臨時措置に關する法律(昭和二十七年六月三十日法律第三百四十一号)」の規定により、この例によるものとされた旧公益事業令の規定により、昭和二十五年政令第三百四十一号(以下単に「旧公益事業令」と

第三条第十七号の三中「公益事業」を「旧公益事業令」に改める。

三 一の都道府県の区域をとえ、

1

害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ 港湾法による港湾施設で重
要港湾に係るものに関する事
業

口 航空法による飛行場又は航
空保安施設で公共の用に供す

るものに開する事業
八 國際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業

日本放送協会が放送事業の

用に供する放送設備に関する
事業
水 旧公益事業令による電気事業
業(供給区域が一の都府県の
区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物
に関する事業
へ 電源開発株式会社が設置
し、又は改良する発電施設又
は送電変電施設に関する事業
ト イからへまでに掲げる事業
のために欠くことができない
通路、橋、鉄道、軌道索道、
電線路、水路、池井、土石の
捨場、材料の置場、職務上常
駐を必要とする職員の詰所又
は宿舎その他の施設に関する
事業

関係のある行政機関若しくは「に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

第二十四条第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。

通話に付いて第一項の規定によ
る送付をしたときは、直ちに、起
業地を管轄する都道府県知事にそ
の旨を通知し、事業認定申請書をも

の旨を通知し、事業認定申請書類
びその添附書類の写を送付しなけ
ればならない。

**第二十六条第三項中「第十八条
第二項第一号から第四号までに掲げ
る書類の写を送付し」を削る。**

第四十条に次のただし書を加える。
ただし、その協議をすることなどが
できないとき、又はその権利の取

得若しくは消滅に關するあつ旋委員のあつ旋が当事者間の合意が成立する見入がなゝことを理由とし

て事業の認定があつた後に打ち切られたときは、この限りでない。

第四十一條中「協議をすれどもできないとき」を「同条ただし書の規定に該当するとき」に改める。

第四十二条第一項第四号中「協議を「協議又はあつ旋委員のあつ旋」に改める。

第六十四条第二項中「その他相当でない」を「、裁決を不当に遅延させる虞があると認めるとき、その他

相当でない」に改める。

号」と、「手数料を」を「手数料を

第三号及び第六号の場合にあつては、都道府県に十万円をこえない範囲内において損失補償の見積の額に応じ政令で定める額の手数料を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)

2 この法律による改正後の土地収用法第十七条第一項第三号の規定は、この法律の施行前に都道府県知事に対して認定の申請があつた事業については、適用しない。

3 建設大臣が、この法律による改正前の土地収用法第二十四条第一項の規定により、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書類の写の送付及びその添附書類の写を送付したときは、都道府県知事に対する当該事業認定申請書及びその添附書類の写の送付については、この法律による改正後の土地収用法第二十四条第三項及び第二十六条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした収用委員会に対する裁決の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

○堀川政府委員 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

土地収用法は公共の利益となる事業に必要な土地、権利等の収用または使用についてその要件、手続、損失の補

財等を規定して公共の利益の増進と私有財産との調整をはかることを目的としたものであることは御承知の通りであります。近時ダム、道路、河川事業その他の公共の利益となる事業に必要な土地の取得については土地収用法の手続によるものが相当数に上っております。そこでこれ等の土地収用の実績を検討いたしました結果、土地収用法の適用につきまして一層公正かつ迅速な運用をはかることが必要であると考えまして、この際収用または使用の手続をさらに合理化し、かつ、収用委員会の審理を円滑にするため、所要の規定を整備いたしまして、公共の利益の増進と私有財産との調整に万全を期すことといたしました次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、次に本法律案の要旨について御説明申上げます。

まず第一に、土地収用法による事業の認定に関する処分につきましては、これまで事業の性質を問わず、国及び都道府県が事業を行う場合と事業の施行地が二つ以上の都道府県にまたがる場合においては建設大臣が所管しております。そのほかは都道府県知事が所管しているのであります。事業主体が國、都道府県の区域を越え、または道の区域の全域にわたり利害の影響が及ぶ事業につきましては、事業主体が國、都道府県であるといふとを問わず、または事業施行地が二つの都道府県にまたがるといたのであります。事業認定に関する判断をするのが妥当であると考えられますので、かかる性質の事業につきましては、その認定の権限を建設大臣の所管に属せしめることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び

申請書を提出する前に事業の施行者が意見書を相当な期間内に得ることが出来ない場合には、これを省略することができるようにして、後者につきましては、縦覧に供する場合の手続を迅速にすため、都道府県知事経由による書類の送付を建設大臣から直接市町村長あて送付するように改める等、土地収用法の施行の実績にかんがみ、手続の迅速化をはかることといたしたものであります。

第三に、収用委員会に裁決の申請をする前にしなければならないものとさ

れています。この協議をしなくて

よいこととし、重複する手続を避け

させるようにいたしました。

第四に、収用委員会の審理において

会長の審理指揮権を明確にし、不當に

審理が長引くことを防止し得るように

いたしました。

第五に、収用委員会の調査事項が複

雑になってきたこと等のため、その運

営に要する経費が相当高を来たし

ている実情にありますので、裁決申請の際納付すべき手数料を実情に即する

よう相当額引き上げることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び

その要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします次第であります。

○徳安委員長 続いて補足説明を聽取いたします。町田計画局長。

○町田政府委員 土地収用法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず第三条第十七号の改正について御説明いたします。第三条は、土地収用法の適用を受けて土地を収用し、または使用することができる公共の利益となるべき事業を列挙した条文であります。第十七号は公益事業令による公益事業の用に供する電気工作物を掲げたものであります。しかし、公益事業令によると、ガス事業につきましては、ガス事業法により第十七号の四として別に掲げられ、残るのは電気事業のみとなつておるのであります。公益事業令は、昭和二十七年に効力を失いましたが、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律によって、電気事業に関する法律が制定されるまで、なおまことに、その改正はこの点を明らかにしたものであります。第十七号の三の改正もこれと同趣旨の改正であります。

次に第十七条第一項に、第三号として一号を加える点について御説明いたしました。第十七条第一項は、建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業の全部にわたって及ぶようなものを加えたのであります。このようないふの事業につきましては、一の都道府県

の区域を管轄する立場にある知事よりも、都道府県の区域にとらわれず、全国的見地より判断できる立場にあるものにつきましては、従来通り都道府県知事が判断すべきものと考えますので、これは除外いたしました。

への「電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設に関する事業」は、第三条第十七号の二に該当するものであります。

○徳安委員長 続いて補足説明を聽取いたします。町田計画局長。

臣が事業の認定に関する処分を行なう事務に加えることとしたのであります。

次に以下各事業について御説明いたします。

イの「港湾法による港湾施設で重要な港湾に係るものに関する事業」は、第三条第十号の港湾法による港湾施設のうち港湾法に定めるところにより重要な港湾に指定された港湾における港湾施設に関する事業を取り上げたものであります。

ロの「航空法による飛行場又は航空港の「国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業」は、第三条第十二号に該当する事業」は、第三条第十五号の二に掲げてあるものであります。

ハの「国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業」は、第三条第十五号の二に掲げてあるものであります。

トに掲げる事業は、いわゆる付帯事業でありますから、右に述べた本事業とあわせてその事業計画を審査し事業認定するかどうかを定めるべき性質のものでありますから、共に建設大臣が事業の認定に関する助言を行なう事業として掲げたものであります。

第十八条第一項第三号から第五号までのうち「意見」とあるのを「意見書」と改めるのは、土地の管理者または関係行政機関の意見は、書面で述べられた意見を添付すべきものであります。

第十八条第一項第三号から第五号までのうち「意見書」と改め、土地の管理者または関係行政機関の作成した意見書を添付すべきことを明らかにしたものであります。

第十八条第一項第三号から第五号までのうち「意見書」と改め、土地の管理者または関係行政機関の意見は、書面で述べられた意見を添付すべきものであります。

二項第三号から第五号までに掲げる意見書、すなわち事業認定申請書の書類として必要なこれらの意見書は、相当期間経過してもこれを受けられない場合は、起業者においてその事情の概要を説明する書面を添付すればよろしくとした規定であります。起業者が事業認定の申請をしようとしても、その添付書類であるこれら意見書を相当期間経過しても得ることができないときは、認定の申請が容易にできないこととなるので、事業の実施にも影響を及

ばすこととなるわけでありますから、今回このような規定を置いて手続の簡素化をはかるうとするものであります。そのかわりに事業者にかわって、事業の認定処分を行おうとする建設大臣または都道府県知事が意見を求めることがあります。これが次の第二十一条の改正の理由になるのであります。

第二十一条の改正は、ただいま御説明いたしました第十八条の改正に対応するものであります。意見書の添付がなかつたときは意見を聞くべき場合つけ加える、また第四条に規定する土地の管理者の意見を聞く必要がありますので、これを加えたものであります。

第四条に規定する土地の管理者といふのは、第四条の規定によれば、現に土地を収用し、または使用することができる事業の用に供している土地について、これを別の事業のために収用または使用するには特別の必要がなければならぬこととなつておりますが、そのような土地についての管理者をさすものであります。ただし書は、この土地の管理者が実際には不在、不明等の場合が考えられますので、このような場合には聞く必要がないということを言つております。

第二十四条第一項の後段を削つて第三項を加えましたのは、建設大臣が事業認定の申請書及び添付書類を市町村長をして公衆の総覽に供せるためにこれを送付する際に、都道府県知事を経由することとをやめ、市町村長に直接送付することととし、そのかわり知事には送付後直ちにこれを通知して当該申請書及び添付書類の写しを送付することとしたものであります。事務手続の簡素化をはかつたものであります。

昭和三十一年四月十二日印刷

昭和三十一年四月十三日発行

第三項により送付済みだからであります。

第四十条にただし書を加えましたのは、事業認定があつた後に土地収用法によるあつせん委員のあつせんがつて、これが当事者間に合意の成立する見込みがなくて打ち切りになつたような場合は、土地細目の公告後重ねて協議をさせる必要がありませんので、こ

れを省略してよいことを規定するものであります。それからこれとあわせて相手方が不平等の場合は、協議することができないわけでありますから、ただし書に加えたものであります。

第四十一条及び第四十二条第一項第四号の改正は、以上の第四十条の改正に伴う必要な関係条文の修正であります。

第三項は、改正前の法律により建設大臣が事業認定申請書を公衆の総覽に供するために関係市町村長に対し都道府県知事を経由して送付したときは、

この改正法によらず旧法による手続によつて処理すべきことを規定したものであります。

第四項は、裁決申請手数料の額は改

正法の施行前にすでに申請済みのもの

は、改正法による手数料を納めなくていいことを明らかにしたものであります。

以上簡単でありますが、土地収用法の一部を改正する法律案の補足説明を終ります。

○徳安委員長 本案に対する質疑は次

回に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

首都圈整備法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔参考〕
午前十一時二十五分散会
海岸法案(内閣提出)に関する報告書

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局